

すみしんDC変動定期 5年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

変動金利型の自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

5年（満期日は預入日の5年後の応当日です。）

4. 商品提供金融機関

住友信託銀行株式会社

5. 約定金利の決定方法

住友信託銀行の6ヶ月ものスーパー定期（30万円以上）の店頭表示金利を指標金利とし、指標金利に一定のスプレッド（満期時スプレッド）を加算もしくは減算する方法により決定します。

6. 適用金利

預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日（以下、「応当日」といいます。）に変更し、変更後の適用金利は、指標金利を用いて次の方式により算定します。

$$(\text{預入日もしくは前回の応当日からの適用金利}) + (\text{応当日の指標金利} - \text{預入日もしくは前回の応当日の指標金利})$$

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。
 満期日には、利息を元金に組入れて「すみしんDC変動定期 5年」に自動継続します。
 中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに、6か月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組入れて「すみしんDC変動定期 5年」に自動継続します。
 なお、満期日前に解約される場合には下記の満期前利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、当社所定の満期前利率によって計算します。満期前利率は、指標金利に一定のスプレッド（満期前スプレッド）を加算もしくは減算する方法により決定します。この場合、通常の金利環境では約定金利より低くなる見込みです。
 ただし、年金もしくは一時金の支給を受けるために全部または一部をご解約される場合は、満期前利率によらず、約定金利によって計算します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。
 一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数について、当社所定の満期前利率によって計算します。
 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数、ならびに預入日のこの預金の利率および「も適用金利」により適用金利を変更した後の適用金利（以下、これらの適用金利をそれぞれ「約定金利」といいます。）によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。
 なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
 当資料は住友信託銀行株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

すみしんDC変動定期5年

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティネットの有無

本商品は預金保険制度の保護の対象となります。
2002年3月までは預金等全額保護の特例措置が取られているため、本商品を含め、お客さまの全ての預金について全額保護されます。

2002年4月以降については以下の通りとなります。

2002年4月～2003年3月は金融機関毎に、決済性預金（ ）以外の預金について1預金者あたり1,000万円までの元金とその利息。

2003年4月以降は金融機関毎に、決済性預金を含めて1預金者あたり1,000万円までの元金とその利息。

が保護の範囲となります。

(決済性預金 …… 当座 普通 別段預金)

なお、金融機関名義の預金は、2002年4月以降は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分が当該加入者の預金に係る債権とみなされ、預金保険制度の保護の対象となります。

ただし、住友信託銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で1,000万円までの元金とその利息が保護の範囲となります。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り預入日から5年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。また、預入期間の途中で解約（一部解約を含みます）した場合でも、所定の満期前利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関（住友信託銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

当資料は住友信託銀行株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。